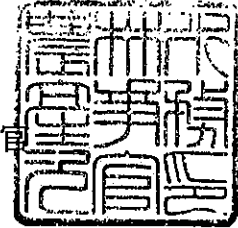


30経営第2525号
平成31年3月28日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱の制定について

このことについて、「農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱」（平成31年3月28日付け30経営第2525号農林水産事務次官依命通知）が制定されたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2525 号

(通則)

第 1 農地集積・集約化対策推進交付金（機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金に限る。以下「交付金」という。）の交付については、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積実施要綱」という。）、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知。以下「最適化実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う次に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 機構集積支援事業

(2) 農地利用最適化交付金

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 3 別表の区分の欄に掲げる事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書正副 2 部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消

費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 8 都道府県知事は、交付規則第 3 条第 1 号イからハマまでに掲げる場合に該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 9 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第 10 都道府県知事は、交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 3 号による概算払請求書正副 2 部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（事業遅延の届出）

第 11 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる

場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 都道府県知事は、機構集積支援事業においては交付事業の交付決定に係る年度の第2・3四半期の末日現在、農地利用最適化交付金においては交付事業の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第14 地方農政局長等は、第13第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、

既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 地方農政局長等は、第 8 第 1 項の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第 1 項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 16 都道府県知事は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 17 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣の定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とす

- る。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第 16 第 2 項の規定を準用する。

（交付金の経理）

- 第 18 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 7 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付金調書）

- 第 19 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

- 第 20 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 8 から第 19 まで（地方公共団体以外の間接交付事業者は第 19 を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 9 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2525 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2、第3及び第9関係）

区 分	経 費	交付率	重 要 な 変 更
			事業の内容の変更
1 機構集積支援事業	<p>都道府県知事が農地集積実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2)農地の有効利用を図るための支援事業 (3)広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	事業実施主体の変更
2 農地利用最適化交付金	<p>都道府県知事が最適化実施要綱第3に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事業に要する農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に対し、市町村長に交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	定 額	事業実施主体の変更

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱第4の規定に基づき、 円の交付を申請する。

（注）この申請書は、別表の区分の欄の事業ごとにそれぞれ作成することとし、（〇〇〇〇）には、事業名を記載すること。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

(1) 機構集積支援事業

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	交付事業に 要する経費 (又は交付事業 に要した経費) (A+B)	負担区分				備 考
			国庫 補助金 (A)	都道 府県 (B)	市町村 (C)	都道府 県農業 委員会 ネットワ ーク 機構 (D)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。
 2 都道府県農業委員会ネットワーク機構とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、農地集積実施要綱第13第1項の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

(2) 農地利用最適化交付金

区 分	総事業費 (A+B+C)	交付事業に 要する経費 (又は交付事業 に要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
			国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
農業委員及び農地 利用最適化推進委員 報酬	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 交 付 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注）「区分」の欄には、別表の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- （1）都道府県の交付金交付規程又は要綱等
- （2）定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- （3）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（注）1 2の様式について、機構集積支援事業は、農地集積実施要綱第9の1の（3）に定める都道府県機構集積支援事業実施計画に、農地利用最適化交付金は、最適化実施要綱第4の1の（2）に定める都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画及び第4の2の（2）に定める農地利用最適化交付金成果実績報告書に準ずる。

なお、計画承認等の事業内容から変更が無いときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。

- 2 添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途既に提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
3 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
4 交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は省略できる。）

別記様式第3号（第10関係）

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）概算払請求書（兼遂行状況報告書）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

（東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿）

〔北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化対策交付金交付要綱第10の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。
（また、併せて同要綱第12の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。）

（注）表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

平成 年 月 日現在

区 分	総事業費	国庫補助金 A	既受領額 B		今回請求額 C		残額 A - (B + C)		事業完了 予定年月日	備 考
			金額	出来高 B/A	金額	〇月〇日迄 予定出来高 (B+C) / A	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- （注）1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 第12第1項のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」の欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

区 分	総事業費 A	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 B	出来高比率 B/A	事業費 A-B	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に掲げる経費ごとに記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として金 円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
3 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
4 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、記の5（2）の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しを添付すること。
6 農地利用最適化交付金については、別紙を添付すること。

(別紙) 農地利用最適化交付金市町村別実績

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当			
			事業実績 (A+B+C)	負担区分		
				国 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)
			円	円	円	円
合計						

(注)

- 1 一連番号は、農業委員会に合わせて算用数字をもって全委員会を通して付すこと。
- 2 別記様式第1号に準じて記載した記の3の(2)の実績の内訳を記載すること。

平成 年度農地集積・集約化対策推進交付金（〇〇〇〇）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつたこの事業について、農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

都道府県名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管交付金名													
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負担区分				耐用 年数	処分制 限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成 年度
農林水産本省所管

農地集積・集約化対策推進交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													
合 計													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。